

中国による米国産自動車の輸入に対する AD 及び CVD 措置に係るパネル報告 (WT/DS440/R)

第1 経緯

- 2009年9月9日 中国自動車連盟（CAAM）申請書を提出（同年10月19日、2011年3月8日に修正版）
- 2009年11月6日 米国産自動車に対する AD 及び CVD 調査の開始、調査開始公告及び損害調査登録公告を发出
- 2011年4月2日 ダンピング・補助金及び損害を認める仮決定
- 2011年5月5日 ダンピング・補助金及び損害を認める最終決定
- 2012年7月5日 米国による協議要請
- 2012年9月17日 米国によるパネル設置要請
- 2012年10月23日 パネル設置
- 2014年5月23日 パネル報告書发出
- 2014年6月18日 パネル報告書の DSB における採択

第2 概要

本案件は、中国が AD に関して提訴された4件目、CVDについては3件目のパネル報告である。重要な論点は、重要事実開示の範囲、残余レート決定に際しての FA の利用、損害論にて参照される国内産業の画定方法、損害論中の価格効果分析の方法に関するものである。なお、CVD 固有の論点はあまり問題となっていない。

第3 論点

1. 手続上の問題として
 - ✓ 秘密情報について十分な要約の提出を求めたか（AD 協定 6.5.1 条、SCM 協定 12.4.1 条関係）

- ✓ ダンピングマージン算出の基礎となるデータ及び計算式の開示をしなかったことが重要事実の開示義務に違反するか（AD のみの問題）（AD 協定 6.9 条関係）
2. AD 決定の問題として（AD 協定 6.8、6.9、12.2、12.2.2、附属書Ⅱパラ 1 関係）
- ✓ 「その他」レート（※ 厳密には知るところとなっていないところの輸出者・生産者との関係の「残余」レート）につき、情報提供要請及びそれへの拒否という FA 利用要件を遵守しているか
 - ✓ FA 適用の基礎となる事実及びマージン計算の基礎となる重要事実の開示を怠ったか
 - ✓ 事実及び法令に係る問題で調査当局が重要と認めたすべてのものに関して得られた認定及び結論が十分詳細に開示されているか、事実及び法令に係る事項並びに理由についてのすべての関連情報が開示されているか
3. CVD 決定の問題として（SCM 協定 12.7、12.8、22.3、22.5 条関係）
- ✓ 「その他」レート（※ 厳密には知るところとなっていないところの輸出者・生産者との関係の「残余」レート）につき情報提供要請及びそれへの拒否という FA 利用要件を遵守しているか
 - ✓ FA 適用の基礎となる事実及び CVD 税率計算の基礎となる重要事実の開示を怠ったか
 - ✓ 事実及び法令に係る問題で調査当局が重要と認めたすべてのものに関して得られた認定及び結論が十分詳細に開示されているか、事実及び法令に係る事項並びに理由についてのすべての関連情報が開示されているか
4. 損害決定の問題として
- ✓ MOFCOM の国内産業の画定方法が適切でなく及びそれに伴い正確な損害分析をするための実証的な証拠の収集を怠ったか（AD 協定 3.1、4.1 条関係、SCM 協定 15.1、16.1 条関係）
 - ✓ 価格効果分析につき諸々の点において実証的な証拠に基づく客観的に検討を怠ったか（AD 協定 3.1、3.2 条、SCM 協定 15.1、15.2 条関係）
 - ✓ 因果関係分析につき諸々の点において客観的であり、実証的な証拠に基づく分析を怠ったか（AD 協定 3.1、3.5 条、SCM 協定 15.1、15.5 条関係）

第 4 パネルの判断

1-1. 秘密情報の公開用要約の AD 協定整合性

(1) 論点

申請書中の損害に関する指標についての秘密情報の公開用要約について、十分な要約の提出要請を怠ったか（AD 協定 6.5.1 条、SCM 協定 12.4.1 条関係）

(2) 協定解釈

- ✓ 秘密情報の要約は、調査の相手方に秘密とされた情報の内容につき合理的に理解することが可能とし、応答し防御する意味のある機会を与える程度に十分に詳細でなければならない。（パラ 7.25）
- ✓ 利害関係者をして、推理、抽出、つなぎ合わせることにより意味のある要約ができるというのでは足りない。（パラ 7.26）
- ✓ （中国の「傾向がわかれば足りる」との主張に対する応答）AD 協定 6.5.1 条、SCM 協定 12.4.1 条で求められる要約の適切性は、AD 協定 3.4 条、SCM 協定 15.4 条により損害分析において検討すべき事項に照らして検討されるべきとの中国の主張は採用できない。（パラ 7.28-29）
 - AD 協定 6.5.1 条、SCM 協定 12.4.1 条は（AD 協定 3.4 条とは異なり）何ら実体的な義務に触れていない。
 - （中国が引く）EU-Footwear のパネル判断は、公開要約版の内容と調査当局が損害分析にあたり調査すべき事項とを関連づけるものではない。
 - AD 協定 3.4 条、SCM 協定 15.4 条はそもそも調査当局が関連指標をいかに評価すべきかについてガイダンスを提供するものではなく、これらの規定をもって「傾向」で足りるとすることはできない。

(3) 事実認定及び結論

- ✓ 損害各指標については絶対値の変化までは不要であり、毎年の変化率（percent changes）がわかれば足りる。毎年の変化率がわかればインデックス化した場合と同様になる。（パラ 7.34）
- ✓ 変化率が記載された生産余力、生産量、売上量、在庫、税引前利益、従業員数、生産効率、キャッシュフローについては公開要約版は秘密情報の内容について合理的な理解を可能とするものであり、AD 協定 6.5.1 条、SCM 協定 12.4.1 条と整合する。（パラ 7.43、7.53）
- ✓ 見かけ消費量については、2008 年中期から 2009 年中期の間の変化率が欠けており、秘密情報の内容について合理的な理解を可能とはいえず、AD 協定 6.5.1 条、SCM 協定 12.4.1 条に整合しない。（パラ 7.46、7.54）
- ✓ 変化率の記載を全面的に欠く販売生産比率、投資収益率、給与については、秘密情報の内容について合理的な理解を可能とはいえず、AD 協定 6.5.1 条、SCM 協定 12.4.1

条に整合しない。(パラ 7.49、7.52、7.54)

1-2. 重要事実の開示の AD 協定整合性

(1) 論点

ダンピングマージン算出の基礎となるデータ及び計算式等の開示をしなかったことが重要事実の開示義務に違反するか (AD のみの問題) (AD 協定 6.9 条)

(2) 協定解釈

- ✓ AD 協定 6.9 条は、調査当局の理由付けについて開示を義務づけるものではなく、すべての事実の開示を義務づけるものでもない。あくまで重要な事実の開示を義務づけるものである。(パラ 7.69) 調査当局が最終決定を発出する前に重要事実の開示を行わなければならない。(パラ 7.70)
- ✓ 重要事実とは、AD の確定的措置を行うかを決定するにあたり必須の事実の体系を指す。(パラ 7.71) その内容は、個別の事案を踏まえつつ、調査当局が実体的な義務を果たすために必要となる認定の内容に照らして理解されなければならない。データについていえば、正常価格と輸出価格、構成正常価格と構成輸出価格、正常価格と輸出価格との公正な比較に関する要素である。(パラ 7.72)
- ✓ さらに、マージン計算の際に利用された計算式 (formula) についても、輸出者にとって計算式に投入される国内取引と輸出取引同様に重要である (China-Broiler Product 事件パネルの判断に同意)。計算式が開示されなければ、輸出者はマージン計算がいかになされたのかにつき少なくとも部分的には暗闇に取り残されてしまう。計算式は AD 協定 6.9 条でいうところの事実を構成する。(パラ 7.73)

(3) 事実認定及び結論

- ✓ 米国の提出した Mercedes-Benz USA のレターによれば¹、MOFCOM は輸出価格の計算の過程で施した調整の内容について開示しておらず、MOFCOM はマージン計算のステップ、計算式、プログラム言語、関連する計算過程について開示していないとされ

¹ 米国及び中国のいずれも中国が応訴者に発出した重要事実開示を証拠として提出していない。中国は申立国である米国が立証責任を負うので証拠提出をすべきとし、米国は米国政府自体は応訴者に出された重要事実開示を有していない一方発出者である中国は重要事実開示を有しているのだから中国が提出すべきと主張し膠着した。パネルは中国に提出を要請するも中国はこれに応じなかった。結局米国は第 2 回パネル会合において、Mercedes-Benz USA が MOFCOM の重要事実開示を受けて MOFCOM に提出したコメントを証拠として提出した。中国は申立国が立証すべき点に関する証拠は第 1 回パネル会合までに提出すべきとしてレターの証拠採用につき反対したが、パネルは上記の事情・経緯をふまえ、DSU も Working Procedure も第一回会合後に申立国が立証すべき点に関する証拠の採用を禁止しているわけではないとしてレターを証拠として採用した。(パラ 7.75-83)

る。中国はこれに反論していない。(パラ 7.84)

- ✓ これを踏まえると、米国は一応の (*prima facie*) 立証をしたといえ、中国はこれに対して反論も証拠も出していない。MOFCOM は重要事実の開示に怠ったといえ、AD 協定 6.9 条に不整合。(パラ 7.85-86)

2-1. 「残余」レートの決定の協定整合性—AD 協定 6.8 条関係—

(1) 論点

- ✓ 知るところとなっていない輸出者・生産者について FA 利用要件を遵守せずに FA に基づく税率の決定をしたのではないか (AD 協定 6.8 条、附属書 II パラ 1)
 - MOFCOM は調査開始公告とともに関連する登録様式をウェブサイトに掲載するとともに米国大使館に送付
 - 公告は調査の基本的な情報とともに米国からの輸出者を含む利害関係者に期限までに登録することを掲載
 - 公告は調査対象期間内における調査対象製品の中国への輸出量と輸出額を提供するように要請
 - 応訴登録をした米国自動車メーカーは 7 社 (後に 1 社は質問状回答の前に撤回)
 - 最終決定において、応訴した 6 社については AD 税率 2.0~8.9%、CVD 税率 0~12.9%、「その他」レートとして AD 税率 21.5%、CVD 税率 12.9%と決定
 - 「その他」レートの決定にあたり MOFCOM は FA に依拠

(2) 協定解釈

- ✓ 「その他」レートという場合には、①調査当局が認識している輸出者ではあるが、輸出者多数の場合等でサンプリング等を用いて個別調査を行わずに当該輸出者に対する税率を決定した場合 (AD 協定 6.10 条、9.4 条)²と、②調査当局が認識できていなかった輸出者や調査の当時存在していなかった輸出者に対する税率を指す場合があり、紛らわしい。本件は②が問題となっており、これを「残余 (residual)」レートと呼ぶこととする。(パラ 7.96~7.97)
- ✓ 「残余」レートは協定上是認されているとの当事国の理解に賛成する。AD 協定 9.5 条、SCM 協定 19.3 条は、調査対象期間において輸出を行わなかった輸出者との関係で個別の税率を決定する前に保証の要求を行うことができることを規定しているが、これは「残余」レートが是認されていることを強く示す (さもなくば、保証要求にする際に参照する税率がないことになる)。(パラ 7.99) また、AD、CVD 措置の実効性

² なお、SCM 協定にはこれに相当するものはない。

を確保するという政策的な観点からも「残余」レートは重要である。「残余」レートが認められないと AD、CVD 調査の際に身を潜める、輸出者が協力するインセンティブがなくなるなどの弊害が生じかねない。(パラ 7.100)

- ✓ AD 協定 6.8 条の文言から利害関係者が妥当な期間内に必要な情報の入手を許さず若しくはこれを提供しない場合又は調査を著しく妨げる場合でなければ FA に基づく決定はできないことは明らか。(パラ 7.121) AD 協定附属書 II パラ 1 は、①情報及び情報提供方法の詳細の特定、②FA 利用可能性についての利害関係者の認識を要件としている。(パラ 7.122) もっとも、AD 協定はいかにしてこの要件を満たすべきかについては規定していない。(パラ 7.123)
- ✓ 公正な調査当局に期待することができる、知られるところとなっていない輸出者に要求する情報の詳細を特定するための、すべての合理的なステップを調査当局が取った場合には、「残余」レートを FA に依拠して決定することができる。そして、かかる特定が公告 (public notification) によってなされ得る可能性を否定しない。(パラ 7.130)

(3) 事実認定及び結論

- ✓ MOFCOM は知られるところとなっていない輸出者とコンタクトするための合理的な手段を取ったが、要求される情報の詳細を特定したかとの点では問題が残る。(パラ 7.133) 適正手続の観点及び AD 協定附属書 II パラ 1 の観点からは、FA による補充される情報の範囲と輸出者から要求する情報の範囲とは原則としてパラレルに考えるべき。(パラ 7.134)
- ✓ MOFCOM が公告で要求したのは一般的な会社情報と調査対象期間内における調査対象製品の中国への輸出量と輸出額であったところ、MOFCOM が参照した FA の範囲はこれよりもはるかに広がった。(パラ 7.135-7.136)
- ✓ 質問状を公告すれば要件を明らかに満たすであろうが、必ずしも質問状を公告すべきとまで述べるつもりはない。ただし、本件との関係では、要求される情報の種類と範囲についてはもっと特定されたものでないとならない。また、情報の提供しなかった場合の帰結についてもさらに特定されたもの、たとえば AD 税率が FA を基礎に決定されること、であった方が望ましかったと考える。(パラ 7.139)
- ✓ したがって、中国は「残余」レートの決定にあたり FA に依拠したことは、AD 協定 6.8 条、附属書 II パラ 1 関係に整合しない。

2-2. 「残余」レートの決定の協定整合性—AD 協定 6.9 条関係—

(1) 論点

MOFCOM が「残余」レート決定に関して重要事実の開示を怠ったか (AD 協定 6.9 条)

(2) 協定解釈

AD 協定 6.9 条の義務は、調査当局が実際に行った決定の基礎となった事実を問題としており、調査当局が異なる判断をすべきだった、事実認定を行うべきだったとの点は、AD 協定の他の調査当局の実体的な義務の問題である。(パラ 7.145)

(3) 事実認定及び結論

MOFCOM は「残余」レートの決定に関する事実として、知るところとなっていない輸出者が調査への協力を怠ったために FA に依拠したとの点を開示しており、AD 協定 6.9 条に違反するものではない。(パラ 7.146、7.150)

2-3. 「残余」レートの決定の協定整合性－AD 協定 12.2 条、12.2.2 条関係－

(1) 論点

MOFCOM が「残余」レート決定に関して法と事実に関する十分な説明を怠ったか (AD 協定 12.2 条、12.2.2 条)

(2) 協定解釈

AD 協定 12.2 条、12.2.2 条の義務は、調査当局が実際に解決した事実及び法令に係る事項、実際の最終的な措置をもたらした事実を問題としており、調査当局が事実及び法令に係る事項につき異なる判断をすべきだった、必要な事項の解決を怠ったとの点は、AD 協定の他の調査当局の実体的な義務の問題である。(パラ 7.155)

(3) 事実認定及び結論

MOFCOM の最終決定は、FA 利用の基礎となる事実及び法令に関する事項の説明を行っており、AD 協定 12.2 条、12.2.2 条に不整合とはいえない。(パラ 7.156、7.158)

3-1. 「残余」レートの決定の協定整合性－SCM 協定 12.7 条関係－

(1) 論点

上記 2-1 と同趣旨 (SCM 協定 12.7 条)

(2) 協定解釈

FA の利用にあたって、SCM 協定には AD 協定附属書 II パラ 1 に相当する規定はないが、過去のパネル、上級委員会は、FA の利用については、SCM 協定上も AD 協定と同様の一般的要件が求められると判断している。閣僚宣言においても、AD と CVD を巡る紛争解決の整合性を図るべき必要性が認識されている。したがって、SCM 協定 12.7 条は AD 協定 6.8 及び附属書 II パラ 1 と調和的に解釈すべき。(パラ 7.172-173)

(3) 事実認定及び結論

上記 2-1 と同趣旨

3-2. 「残余」レートの決定の協定整合性－SCM 協定 12.8 条関係－

上記 2-2 と同趣旨

3-3. 「残余」レートの決定の協定整合性－SCM 協定 22.3 条、22.5 条関係－

上記 2-3 と同趣旨

4-1. 損害分析の協定整合性－国内産業の画定の問題－

(1) 論点

- ✓ MOFCOM の国内産業の画定方法が適切でなく及びそれに伴い正確な損害分析をするための実証的な証拠の収集を怠ったか (AD 協定 3.1、4.1 条、SCM 協定 15.1、16.1 条)
 - MOFCOM は調査開始公告とともに、損害登録公告を行った。損害登録公告には、国内産業の損害についての調査に利害関係を有する者は MOFCOM 内の産業損害調査部に期限までに登録すべきことを掲載。
 - 米国は、これにより、不調な国内生産者が国内産業に含まれやすくなり国内産業の画定が歪曲されたと主張。また、同種の製品の総生産量の大きな割合を把握することを怠ったと主張。

(2) 協定解釈

- ✓ AD 協定 4.1 条も SCM 協定 16.1 条も国内産業の画定の方法について具体的な内容は定めていない。輸入者や関連者等の所定の場合を除いては、特定の種類の国内生産者を国内産業から除外することはできないと規定されているのみである。(パラ 7.206)
- ✓ 国内生産高の「相当な部分」を占めている生産者でもって国内産業を画定する場合には、「重要、深刻又は意義深い」割合がカバーされていることが保証されなくてはならないが、50%を越えている必要はないし、上級委員会は 27%であったら自動的に「相当な部分」でないとは判断していない。(パラ 7.207)
- ✓ 調査当局は複数の手続を履行しなくてはならず、ロジスティクスの問題に直面することが想定される。調査当局には秩序だった調査を行うためにそれなりの裁量を与えられている。(パラ 7.214)

(3) 事実認定及び結論

- ✓ 国内産業を画定するにあたり登録手続を用いることは調査当局に与えられた裁量により正当化される。(パラ 7.214) かかる方法は必ずしも歪曲の重要なリスクをもたらすとはいえない。登録手続が利害関係者の参加の機会の確保と調査当局の行政効率との

適切なバランスをもたらすものであれば何ら排除される理由はない。(パラ 7.214)

- ✓ MOFCOM の登録手続は開かれた方法で行われており、いかなる利害関係者も調査に参加する機会があった。登録手続に係る情報要求は中立的であり、当該手続自体に好調な国内生産者が登録を避けるような要素はない。(パラ 7.215-216)
- ✓ MOFCOM の登録手続は、EC-Fasteners 事件の上級委により協定不整合とされた国内産業の画定方法と以下の3点で異なる。①MOFCOM は25%といった恣意的なベンチマークを設けていない。②国内産業の画定にあたり、国内生産者側のサンプルに含めてほしいとの意欲を参照していない。③MOFCOM の登録手続には特定の種類の国内生産者に傾斜するとのバイアスを生じさせるとの立証がなされていない。損害を被っている国内生産者がより積極的に調査手続に参加するのは貿易救済の現実の反映にしか過ぎず、調査当局の統制の及ぶところではない。(パラ 7.221-225)
- ✓ したがって、MOFCOM の国内産業の画定方法が AD 協定 4.1 条、SCM 協定 16.1 条不整合とはいえない。これに伴い、国内産業の画定が不適切であったため損害分析をするための実証的な証拠の収集を怠ったとはいえず、AD 協定 3.1 条、SCM 協定 15.1 条に不整合ともいえない。

4.2. 損害分析の協定整合性－価格効果分析関係－

(1) 論点

MOFCOM の価格押し下げの分析、認定が協定整合的になされているか (AD 協定 3.1、3.2 条、SCM 協定 15.1、15.2 条)

(2) 協定解釈

- ✓ AD 協定 3.2 条も SCM 協定 15.2 条も特定の方法を課すものではない。AD 協定 3.1 条と SCM 協定 15.1 条は overarching な義務を定めたものであるところ、AD 協定 3.2 条及び SCM 協定 15.2 条の内容も「客観的な検討」と「実証的な証拠」を求める AD 協定 3.1 条と SCM 協定 15.1 条をふまえて解釈される。加えて China—GOES 事件で上級委員会が判断したとおり、価格効果の分析にあたって調査対象の輸入が価格効果を引き起こしたとの説明力 (explanatory force) を有せねばならない。(パラ 7.255)
- ✓ 「客観的な検討」と「実証的な証拠」を求める AD 協定 3.1 条と SCM 協定 15.1 条からすると、輸入製品と国内の同種の製品の価格を比較する場合にはそれらが比較可能 (comparable) であることが確保されていなければならない。輸入製品と国内の同種の製品のバスケットの構成の違いがあれば、所要の調整を行わないとならない。(パラ 7.256) この要請は、価格の下回り (price undercutting) だけではなく、価格の押し下げ、価格の上昇の妨げの場面でも妥当する。(パラ 7.277) 比較可能性の点は、価格の絶対的な差が問題となる価格の下回りの場面だけではなく、価格傾向や価格変化の方向性

が問題となる価格押し下げや価格上昇の妨げにも影響を与える。(パラ 7.282)

(3) 事実認定及び結論

- ✓ MOFCOM の調査対象輸入産品と国内の同種の産品とが並行的に価格推移しているとの認定は協定不整合 (AD 協定 3.1 条と SCM 協定 15.1 条の一般的義務に照らして AD 協定 3.2 条と SCM 協定 15.2 条を解釈)。調査対象期間の一部の期間に双方の価格は反対方向に推移したことを看過しているからである。(パラ 7.262-267)
- ✓ 調査対象輸入産品の平均価格が国内の同種の産品の平均価格よりも相当高いとの点について説明がなされずに価格の押し下げ効果を認定した点は協定不整合。(パラ 7.270-275)
- ✓ MOFCOM が価格分析にあたり、調査対象輸入産品と国内の同種の産品との間のグレードの違いや競争関係の有無といった観点からの構成の相違を調整せずに平均価格を単純に比較した点は協定不整合。(パラ 7.276-283)
- ✓ MOFCOM が輸入産品のシェアが増大したとし、これを価格押し下げに関連づけた点は協定不整合。(パラ 7.293)
 - 調査対象期間の始期と終期のデータだけを元に輸入産品のシェアが増大したとする点は、調査対象期間中の重要な傾向を無視したものであり、また、国内産業に含まれなかった国内の生産者や第三国からの輸入の役割を看過している。(パラ 7.288)
 - ◇ 国内産業のシェアの減少はむしろ国内産業に含まれなかった中国の生産者や第三国からの輸入によって埋められている。(パラ 7.288)
 - ◇ 第三国からの輸入のシェアが増大した時にはむしろ国内産業に含まれなかった中国の生産者や調査対象輸入産品がシェアを失った。(パラ 7.289)
 - ◇ 調査対象期間内において、調査対象輸入産品のシェアも国内産業のシェアも増大した時期もある。(パラ 7.289)
 - 国内産業がシェアを取り戻すために価格を押し下げざるを得なかったとの点が、調査対象輸入産品のシェアの増大にきちんと関連づけられていない。調査対象輸入産品のシェアの増大が生じたことが国内産業に値段の押し下げを生じさせたとするが、これでは同じ時期に国内産業もシェアを増大した点をうまく説明できていない (対象輸入産品のシェアの増大→国内産業のシェアの減少→国内産業はシェアを取り戻すために価格を押し下げるとの発生機序になっておらず不自然)。(パラ 7.290-291)

4-3. 損害分析の協定整合性－因果関係分析関係－

(1) 論点

MOFCOM の因果関係分析は協定整合的になされているか（AD 協定 3.1、3.5 条、SCM 協定 15.1、15.5 条関係）

(2) 協定解釈

- ✓ 調査対象の輸入と国内産業の損害との間の因果関係は合理的で適切（reasoned and adequate）でないとならない。（パラ 7.322）
- ✓ 輸入以外の要因があっても構わないが、その他の要因による損害への影響を輸入による損害から分離、峻別（separate and distinguish）しなくてはならない。（パラ 7.323）

(3) 事実認定及び結論

- ✓ 以下の点で因果関係の分析は合理的で適切とはいえない。
 - MOFCOM が適切な価格効果分析を怠った点は、因果関係の点においても協定不整合を生じせしめる。（パラ 7.327-329）
 - MOFCOM が調査対象期間の始期と終期のデータだけを元にシェアの状況を検討しており、調査対象期間を通じたシェアの変動を考慮していない点、国内産業に含まれなかった国内の生産者や第三国からの輸入の役割を看過した点は、因果関係の点においても協定不整合を生じせしめる。（パラ 7.330-335）
 - MOFCOM が生産効率の低下や労働コストの増大と損害指標との関係を因果関係分析にあたり看過した点は協定不整合。（パラ 7.336-341）
 - MOFCOM が調査対象輸入産品と国内の同種の産品との間の競争関係の欠如の論点を因果関係分析にあたり十分に検討しなかった点は協定不整合。（パラ 7.342-346）
- ✓ 国内消費量の低下という他の要因を十分に検討しなかった点は他要因からの分離、峻別ができていないといえ、協定不整合。（パラ 7.347-351）
- ✓ （米国の主張の）平均賃金の上昇と生産効率の低下という他の要因を検討すべきだったとの点は、これらの他の要因が調査当局に「知られている」かどうかという点を解決していないので採用できない。（パラ 7.352-357）
- ✓ （米国の主張の）消費税の増加という他の要因を看過したとの点は、MOFCOM としてはこの点を因果関係分析で手当てをしているので採用できない。（パラ 7.358-362）

第5 検討

- ✓ 調査当局の裁量、調査の効率性にも配慮
 - (損害指標の) 秘密情報の要約につき変化率で足りるとした
 - 残余レート決定にあたっての FA 利用のための手続について指針
 - ※ Mexico-AD Rice 事件上級委判断の克服が図られている。事実上の先例の方向性の転換ともいえる。
 - 国内産業の画定にあたり登録制をとることを容認
 - ※ ただし、この点については当局の恣意は入りにくいとしても、米国の主張のとおり、構造的にバイアスや客観性を損ない得るとの批判が依然として妥当し得るものと思われる。事案によっては、中国当局の方法論が常に協定整合的とされるかはわからない。
- ✓ 手続的義務について調査当局側に過度な負担とならない範囲で厳格に判断
 - 重要事実として計算式の開示を要請
 - ※ ただし、「個別の事案を勘案しつつ」とのニュアンスを残している。また、パネルにより判断が分かれており、上級委の判断はまだない。輸入側の防御や手続保障の観点からは当然に計算式の開示が望ましい。
- ✓ 実体的義務については China-GOES 上級委員会判断を貫徹し精緻な分析を要請
 - 価格効果分析にあたり輸入と価格効果の間の関連性についての分析を要請
 - 価格比較にあたっての比較可能性の保証をすべての価格効果との関係で要請
 - ※ 事実上、輸入品と国産品との代替性や競争関係も踏まえた精緻な分析を求めるものといえる。この方向性は、後続する China-HP SSST (DS454/460) でさらに明確化されることになる。今後は、同種の製品の中で、異なるグレードやセグメント間で価格効果等が認められ得るのはどのような場合かはさらに論点になり得る。たとえば、高級グレード品（輸入品）の価格が低級グレード品（国産品）の価格に影響を与えるような場合はあるか（一定のプレミアムの存在、指標価格性の存在など）、あるとすればそれを「価格効果」として考慮することが許容されるか等。

以 上